

議事日程(第4号)

令和5年9月15日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案第46号 吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第47号 吉賀町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第48号 吉賀町特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第49号 吉賀町病院事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第50号 吉賀町病院事業手数料及び使用料条例の制定について
- 日程第6 議案第51号 吉賀町病院事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第52号 吉賀町訪問看護事業所の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第53号 吉賀町訪問看護手数料及び使用料条例の制定について
- 日程第9 議案第54号 吉賀町介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第55号 吉賀町介護老人保健施設手数料及び使用料条例の制定について
- 日程第11 議案第56号 令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第57号 令和5年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第58号 令和5年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第59号 令和5年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第60号 令和5年度吉賀町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第16 発議第4号 最低賃金引上げ分への支援で営業を守ることを求める意見書(案)
- 日程第17 要望第2号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しについて
- 日程第18 決算審査特別委員会委員の選任について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第46号 吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第47号 吉賀町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第48号 吉賀町特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第49号 吉賀町病院事業の設置等に関する条例の制定について

- 日程第5 議案第50号 吉賀町病院事業手数料及び使用料条例の制定について
- 日程第6 議案第51号 吉賀町病院事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第52号 吉賀町訪問看護事業所の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第53号 吉賀町訪問看護手数料及び使用料条例の制定について
- 日程第9 議案第54号 吉賀町介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第55号 吉賀町介護老人保健施設手数料及び使用料条例の制定について
- 日程第11 議案第56号 令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第57号 令和5年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第58号 令和5年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第59号 令和5年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第60号 令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第16 発議第4号 最低賃金引上げ分への支援で営業を守ることを求める意見書（案）
- 日程第17 要望第2号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しについて
- 日程第18 決算審査特別委員会委員の選任について

---

出席議員（12名）

1番 桜下 善博君	2番 村上 定陽君
3番 三浦 浩明君	4番 桑原 三平君
5番 河村由美子君	6番 松蔭 茂君
7番 河村 隆行君	8番 大庭 澄人君
9番 藤升 正夫君	10番 中田 元君
11番 庭田 英明君	12番 安永 友行君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 増本 健治君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 岩本 一巳君      副町長 …………… 赤松 寿志君

教育長	……………	中田 敦君	教育次長	……………	大庭 克彦君
総務課長	……………	野村 幸二君	企画課長	……………	深川 竜也君
税務住民課長	……………	山根 徳政君	保健福祉課長	……………	中林知代枝君
医療対策課長	……………	渡邊 栄治君	産業課長	……………	堀田 雅和君
建設水道課長	……………	早川 貢一君	柿木地域振興室長	……………	深川 千恵君

---

午前9時00分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

**日程第1. 議案第46号**

○議長（安永 友行君） 日程第1、議案第46号吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についての質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 吉賀町放課後児童健全育成事業のこの条例のところで、まず1点目に第6条のところの避難、消火に関する訓練等々の記述があるんですが、柿木の第二施設は2階にありまして、こういう訓練が、まず行われているか。それから避難に関するところも確認できているかということ、まずお伺いします。

○議長（安永 友行君） 中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 失礼いたします。柿木第二の訓練の状況でございます。

基本的には年1回、分遣所の方等の指導を仰ぎながら実施をするということになっておりますが、柿木の第二の場合、2階にありまして、冬場とか、雨になりますと滑りやすいというようなところもございます。

そういったところにつきましては、こちらのほうで対応できる場所は、今、滑り止めをつけたりとか、そういうところで対応させていただいているところでございます。

昨年も分遣所のほうに来ていただいて、指導等は行っていただいております。そういったところで訓練まではいっていませんけど、そういう指導をいただきながら、対応させていただいているところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 2階ですので、下から何か、火事とか何とかあって、避難するの

にどういふふうには避難されるかというところも、ちょっと気になるんですが、そのことと今回の改正ですが、支援員としての業務に従事することになった日から、2年以内に該当研修を修了すること、予定を含むとありますが、この条例の10条の3項に、支援員は、2年以上児童福祉事業に従事したものであるという規定がありますが、2年以内に資格なしで従事していて、最終的に2年がたったら、その2年が従事したことになり、結果的に支援員と、そのまま格上げになるというように感じに受け取れるのですが、この2年というのが、児童福祉事業に従事したものであることが規定してありますが、研修がただ2年過ぎたら支援員となるというようなことに考えられるのですが、その辺、どういふふうにお考えでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 失礼いたします。今、御照会がありました10条の3項のところでございます。

今回の改正につきましては、令和5年3月31日までと期限が決めてありましたものを、当分の間ということと、2年以内というところで定めさせていただいているところでございます。

10条の第1項でございますけど、放課後児童支援員を置かなければならないということになっておりまして、2項に、支援の単位ごとに2人以上とするという規定がございます。

この放課後児童支援員の数というところの2人以上というところで、この、国県等が定めます、こういった研修を受けなければならないということになっております。

現在ですが、こういった研修は2年以内というところではなくて、2年以内に就労した方が放課後支援員の数に入るというところがございます、基本的に、今、支援員は、大体2名以上は研修を受けております。

研修を受けられない方もいらっしゃいますし、そういった中で、2名以上のところが、例えば退職とかでいらっしゃらない場合は2年以内に、例えばほかの保育園とか、そういった業務は継続して認められるというところで、その支援員の資格が取れるというところで、2名以上というところが、この予定者で入る、つまり、2名以上をちゃんと確保できるような経過措置になっているというところがございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 少し分かりにくいのですが、補助員として新規の方が、2年、この仕事に従事したら2年たったということで、支援員という資格が、この文章からだ、もらえるような気がするんですが、そういうことはないということですね。

○議長（安永 友行君） 中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） すみません、分かりにくい説明で。

支援員と補助員は別々のものでございまして、補助員の方が支援員になる場合は、そういった

資格も必要ですし、支援員としての業務というものがございます。

基本的に補助員というのは、支援員は各放課後児童クラブで専任ということになりますが、補助員はいろんな、各放課後児童クラブで従事ができるというようなところでございますので、補助員から支援員になる場合は、支援員として1つの放課後児童クラブで勤務をするというふうになるというところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） ただ3項で、2年以上児童福祉事業に従事した者が、そのまま支援員になれるというように受け止めたので、今のような質問になりました。

○議長（安永 友行君） ほかにありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第1、議案第46号吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

---

## 日程第2. 議案第47号

○議長（安永 友行君） 日程第2、議案第47号吉賀町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑についてはこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第2、議案第47号吉賀町課設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

### 反対（0名）

---

## 日程第3. 議案第48号

○議長（安永 友行君） 日程第3、議案第48号吉賀町特別会計条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第3、議案第48号吉賀町特別会計条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は1のボタン、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

---

#### 日程第4 議案第49号

○議長（安永 友行君） 日程第4、議案第49号吉賀町病院事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 12条のところでお伺いしたいんですが、急を要する時ということが書かれていますが、この前いただいた資料には、救急対応で、これまでどおり救急車の受け入れは行いますが、特に休日夜間と書いてありますが、こちらの12条のほうには、その救急という明記もないし、どうなんかなと思うんですが。

○議長（安永 友行君） 渡邊医療対策課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） 質問にお答えします。

救急対応についてということです。この前説明をしたとおり、救急車については受け入れを行うということになっています。

ただ、この12条については、その規定については載せていません。特段載せる必要はないというところだと思うんですが、一応そういうふうに解釈をしております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 夜間、先生は常駐されておられるのでしょうか。

○議長（安永 友行君） 渡邊医療対策課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） そのあたりについても、今後、まだ検討していくところではございます。

基本的には、救急は夜間救急、休日の救急については、電話等の対応というふうになると思いますので、事前電話になると思いますので、そのあたりの医師が常駐するかどうかというところは、今後、少し検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 第13条です。病院内に医療対策課を設けることができるということですが、現在は、役場の本庁舎にあります。新しくできる病院、新しくできると、医療対策課は新病院のほうに移るといえることでしょうか。

○議長（安永 友行君） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） 質問にお答えします。

13条のところで、医療対策課を病院内に設けることができるというふうにしております。設けることができるということなので、設けるかどうかは少し検討したいと思いますが、基本的には病院の中にいるほうが、いろいろ事務的なところから考えるといいのかなというふうに、今のところは思っています。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） ということは、まだ移るといえることは決定でないということで、設けることができるということだけで、決定ではないということですか。

○議長（安永 友行君） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） まだ、決定は特にしておりませんが、基本的には中に入るとい

うような予定では考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 12条なんですけど、12条の中に受付時間が、町長が特に必要と認めるとあるんです。

また外来も町長が特に必要と認める、これが、町長が特に必要と認めるというのが、よく分かんのですが、町長がいなかったらどうなるんですか。

○議長（安永 友行君） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） 質問にお答えします。

12条の第2項、診療時間のところだと思うんですが、町長が定めるというふうにありますので、事前に町長のほうが定めるということになると思います。

町長がいる、いないに関わらず、事前に定めるというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 事前に定めるというのが、どういうことかというのを説明願います。

○議長（安永 友行君） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） 事前に、この条例に載せなくて、事前に別で定めておくというように意味合いになると思います。

はっきり、ここに診療時間は書いてはいませんが、別のところで、しっかり、この何時から何時というところで、診療時間については定めるという意味でございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 先ほどの救急車の受け入れについては、事前に、まず電話をということで御説明がありました。電話を受けて対応するのは、どんな資格を持った人が対応するのをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） 質問にお答えします。

救急対応については、電話を受けた内容によると思いますが、基本的には、医師の対応が必要であれば、医師が対応するというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 先ほどの7番議員の質問の中で、夜間は医師がおるかどうか、まだ決まっていなかったと言われましたよね。その辺がどうなるのかははっきり分からないというのは、ちょっとおかしいと思うんですが、どうなんですか。

○議長（安永 友行君） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） 質問にお答えします。

まだ、今の時点で決めていないということでありまして、当然、よしか病院の開設に向けては、しっかりした形で対応を考えておりますので、今現在でということでは御了承いただければと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） ちょっと、よく分からないんだが、今現在でといたら、ないという場合もあるんですか、はっきり何で決められないのか、その辺が分からないんですが。

○議長（安永 友行君） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） なぜ、はっきり決められないかというところではありますが、当然、管理については、指定管理者である医療法人カタクリ会を予定しておりますが、そここの話も、当然しておかなければいけないというようなところもあります。

まだ現在のところ、よしか病院が開設しているわけではございませんので、これから開設に向けて準備をしていくということでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今の診療体制のほうについては、第3条の診察科目のところの説明していただいておりますが、特定の名前が出せる、出せないは、カタクリ会との関係もありますので、ですが、今、よしか病院開設の時点で、常勤の医師、これだけは確保できる、できたじゃなくて、できる人数、それぞれの診療科目ごとにお願ひします。

○議長（安永 友行君） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） 医師の確保については、まだやはり、はっきり決まっておりません。当然、今の時点では4月1日の開設に向けて、医師のほうを確保していくというような段階であります。

当然、今よりは多くなるというようなところをお願いをしている部分がありますので、少し、今の段階では、はっきりとここが何人、ここが何人ということは言えないと思いますので、その辺について御了解いただければというふうに思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第4、議案第49号吉賀町病院事業の設置等に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は1のボタン、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

賛成（10名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	藤升 正夫君
中田 元君	庭田 英明君

反対（1名）

大庭 澄人君

---

**日程第5. 議案第50号**

○議長（安永 友行君） 日程第5、議案第50号吉賀町病院事業手数料及び使用料条例の制定についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第5、議案第50号吉賀町病院事業手数料及び使用料条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は1のボタン、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

---

#### 日程第6. 議案第51号

○議長（安永 友行君） 日程第6、議案第51号吉賀町病院事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、質疑についてはこれで終わります。

討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第6、議案第51号吉賀町病院事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についてを採決

します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は1のボタン、反対の方は2のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

---

#### 日程第7. 議案第52号

○議長（安永 友行君） 日程第7、議案第52号吉賀町訪問看護事業所の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第7、議案第52号吉賀町訪問看護事業所の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は1のボタン、反対の方は2のボタンを押してください。

[賛成・反対のボタンにより表決]

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

---

#### 日程第8. 議案第53号

○議長（安永 友行君） 日程第8、議案第53号吉賀町訪問看護手数料及び使用料条例の制定についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第8、議案第53号吉賀町訪問看護手数料及び使用料条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は1のボタン、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

---

#### 日程第9. 議案第54号

○議長（安永 友行君） 続いて、日程第9、議案第54号吉賀町介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第9、議案第54号吉賀町介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は1のボタン、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君

藤升 正夫君

中田 元君

庭田 英明君

反対（0名）

---

日程第10、議案第55号

○議長（安永 友行君） 日程第10、議案第55号吉賀町介護老人保健施設手数料及び使用料条例の制定についてを議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑ないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第10、議案第55号吉賀町介護老人保健施設手数料及び使用料条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

賛成（11名）

桜下 善博君

村上 定陽君

三浦 浩明君

桑原 三平君

河村由美子君

松蔭 茂君

河村 隆行君

大庭 澄人君

藤升 正夫君

中田 元君

庭田 英明君

反対（0名）

---

## 日程第11. 議案第56号

○議長（安永 友行君） 日程第11、議案第56号令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 予算書の6ページ、歳入のところで、保険税の減額のその詳細についてお願いします。

○議長（安永 友行君） 中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 詳細というのは、——（「理由です」と呼ぶ者あり）

6月の全員協議会におきまして、国民健康保健税の改定につきまして御説明をさせていただいたところでございます。そちらで、医療給付分が6.8%、後期高齢者支援分が2.95%、介護納付金分が2.9%と改正をさせていただいたところでございます。

それに基づきまして、このたび本算定を行いました。その際に医療給付費分につきましては、924万1,000円、それから介護給付費分につきましては126万円の増額、それから後期高齢者支援金につきましては、246万1,000円の増額となりまして、このたび552万円の減額をさせていただくというものでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、討論はこれで終わります。

日程第11、議案第56号令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は1のボタン、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

---

**日程第12. 議案第57号**

○議長（安永 友行君） 日程第12、議案第57号令和5年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第12、議案第57号令和5年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は1のボタン、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君

河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

---

### 日程第13. 議案第58号

○議長（安永 友行君） 日程第13、議案第58号令和5年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、これで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第13、議案第58号令和5年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君

庭田 英明君

反対（0名）

---

**日程第14. 議案第59号**

○議長（安永 友行君） 日程第14、議案第59号令和5年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第14、議案第59号令和5年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

賛成（11名）

桜下 善博君

村上 定陽君

三浦 浩明君

桑原 三平君

河村由美子君

松蔭 茂君

河村 隆行君

大庭 澄人君

藤升 正夫君

中田 元君

庭田 英明君

反対（0名）

---

**日程第15. 議案第60号**

○議長（安永 友行君） それでは、日程第15、議案第60号令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） まず、この指定管理等の資料をいただいたのですが、この文言が、令和6年3月と入っているのですが、これは誤りだと思うのですが、その辺と、補助金の額は、補助対象経費の種別ごとの、令和5年4月から令和6年3月までの支払実績額とありますが、これは間違いではないでしょうか、ということです。

それと、補助金要綱に、集会所は除いた施設の指定管理、この要綱にはそう書いてあるのですが、これには集会所50か所分60万7,000円とあるのですが、この辺の説明をお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） まず1つ目の御質問です。この補助金につきましては、最終的には年度末になろうかと思えますけれども、その光熱水費の実績を基に計算をして、支出をするということになろうかと思えます。したがって、お配りした資料に書いてあるとおり、来年の3月までの支払実績が出た時点で計算をして、お支払いをさせていただくという、こういう要綱になっております。

それから、この令和4年度末にこのタイプの補助制度を設けました。その要綱自体は令和4年度分ということで補助要綱をつくり、そして今はその要綱そのものについては、もう廃止をしております。今回は、新たにまた補助要綱を、基本的な考え方というか要綱のつくりは一緒なんですけど、新たな要綱を制定させていただいて、その対象施設として指定管理施設、ここに書いてある施設を対象とする新たな補助要綱を制定して、この補助金制度を運用していこうという意味合いで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 大変すみませんでした。この令和5年3月10日、吉賀町告示第19号という交付金要綱を見て、そういうふうに年月日がどうかですね。当然、比較するのであったら、その前の年度との比較と思いましたから、令和6年度というと、これから先のことでしょう。これをもう見越して出すということですか。

それと、3月10日のこの要綱ですが、今9月ですから、この辺の要綱の日付の管理とかというのもしっかりと行ってほしいと思います。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 今回お示しをさせていただいたこの予算、それからさらに配付させていただいた資料なんですけれども、先ほども説明させていただきましたけれども、今年度の実績を基にお支払いをすると、そういうふうな状況になれば。ただ、なればと言いながら、今既に光熱水費関係が相当な高騰しておりますので、支払うことになると思いますけれども、あくまでも来年の3月までの状況を見まして、その実績に基づいて支払うという、こういう制度のつくりということにいたしております。

要綱なんですけれども、先ほどのまた繰り返しになって恐縮ですけれども、令和4年度にこの手の補助要綱をつくって、実際にそれで運用しました。この要綱は、要綱としてもう既に廃止をいたしております。今後は、このたびはまた新たに要綱をつくって、これで運用をしたい、それに伴う予算を計上させていただいたというものです。

来年の3月までのところの実績ですので、今回予算計上させていただいたのは、今考えられ得るというか、今の状況、そこからこの後どのように光熱水費が推移していくかというのは正直不明なところが多々ありますが、早めの予算化というところ、そうしたところを考えまして、今回予算計上させていただいたというところであります。

以上です。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 今の時点でのということになりますと、大きく変わるという可能性もあると思います、3月までということになると。その場合は、また再度補正ということですか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 仮定ですので、どこまで例えて申し上げていいかわかりませんが、いわゆる燃料等の価格が今以上に高騰すれば、今回お示しをさせていただいた予算で賄えるかどうかというのはあろうかという、これ可能性としてあると思います。

逆に、これからそうした燃料系の価格が落ち着いてくるという傾向が出てくれば、実際に今回示させていただいた予算、これよりも下回る形での状況も考えられ得るのかなと思います。なかなかこの部分については読み切れない部分が正直ありますけれども、そうした要素を持っている補助制度ということで、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 先般、説明はありましたけれども、10ページの財産管理総務費のところ、総務課長のほうから説明はありましたけれども、沢田の分収林というお話があったかと思うんですが、分収林で何かあれば地元にお金が入ることになるのか、それとも、

これで見ると歳出のほうに載っておりますよね。どういうことになるわけですか。その沢田の分収林のことについて、もう1回説明を受けたいと思います。

それと2点目が、これは17ページの、これも沢田の件なんですけど、文化財の沢田の大杉ですね、13万円ほど予算がついておりますけれども、これは延命治療かなと思いましたが、周辺環境整備も一緒にできないかどうかというところの辺をお願いしたいと思います。

それから、これは15ページの農地費のところ、立河内の1,467万5,000円、これが多分、圃場整備の換地のお金かなと思うんですが、以前、この圃場整備をするときに地籍調査を、立河内地内を圃場整備する予定になっておったときに、ちょうど圃場整備と一緒に、立河内の順番が、今、下のほうに回っておるわけですが、立河内のこの換地が済んだときに地籍調査のほうができるのかどうか。言ったことが分かりますか。その辺をちょっと説明願えたらと思います。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 3点ほど御質問いただきました。所管のほうについては、総務課、それから教育委員会、そして建設水道課ということになろうかと思っておりますので、順次、御回答を申し上げたいと思います。

最初予算書10ページにあります財産管理の中、普通財産管理費調査分析委託料40万3,000円の件でございます。分収林の解除に向けて、その前段として、その該当である土地の筆界調査、境界の調査、それからその中の立木の調査を行いたい。その調査の委託料ということで計上をさせていただきました。この分収林というものが、今回の対象となる土地については、相手方という表現でいうと、個人ということになろうかと思っております。町と個人の土地所有者となります。

御存じだろうと思っておりますけれども、個人所有の土地に杉とかヒノキとか、そうしたものを植えて、一定年限たって、伐採期が来たときにその立木を売り払って、そこから得た収益について、土地所有者さんと、それから町とで分け合うと、こういう流れになってまいります。

今回、その土地所有者さんのほうから、この土地について解除の申し出がありました。それではすぐということにはならないというのが、今回の予算計上なんですけれども、この契約そのものがもう何十年というサイクルで契約をしておるものでして、実際にこの境界そのものが、非常に町のほうも境界そのものが正確に把握できているかといえはそうではなくて、それから土地所有者さんについても、実際に隣地の方と境界の確認をしたということにもなっていないということです。

もう何十年も前にその契約が発生して、今現在に至るということですから、まずは境界を確定しないとイケない。それからその境界を確定した後に、その中の立木資源の調査をかけないと、

その解除の手続きには入れないという状況がございます。そのために今回予算計上させていただいたという、こういういきさつとございますか、そういうもので御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼します。文化財保護費の予算について、御説明いたします。こちらの予算について、議員がおっしゃられるとおり、沢田の大杉に係るものです。この沢田の大杉なんですが、原因はよく分からないんですけど、恐らく積雪によるものだろうと思うんですが、枝が折れたということがございました。

この枝が大きい枝でして、大体横幅50センチほど、縦幅で70センチほどの大きな枝が折れたということで、既に切り戻し、枝の折れたところを切断はしているんですけど、将来に向けて防腐剤等の添付であったりだとか、あと被覆ですね、措置、そういったことをしておくほうがいいということで、それに係る予算、それから併せて樹幹、幹の直下の根回りの部分にある程度進入を制限する柵の設置、そういったことに係る予算でございます。

環境整備ということがございました。今回、この補正にかかる予算の中では、環境整備というところまではなかなか難しいかと思うんですけど、文化財の関係の保護に関しましては、文化財審議員のお力を借りたりとか、いろいろしながらしているところなんですが、また現場等の確認をさせていただきながら、文化財審議員とも相談をさせていただきながら、必要な措置を講じていきたいというふうに思っております。今回の予算では、ちょっとそこまでは入っていないというところでございます。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 15ページでございます農地費、県単農地集積促進事業補助金1,467万5,000円。これは、この事業の説明ということでよろしゅうございましょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）はい。

この事業でございますけれども、立河内地区、言葉にもございますけれども、担い手農地の集積によって補助金を交付するという、言わば県の事業でございます。このたび、立河内地区で換地まで事業が終わりましたので、この事業の趣旨に則りまして補助金の申請をし、県のほうから入ってくるというお金でございまして、収入のほうもこの同じお金で受けているというものでございます。

この事業でございますけれども、将来の農業生産を担う農業の担い手への農地の利用集積を促進し、安定した農業経営を確立することにより、地域農業の維持・発展を促すことを目的としておりまして、これがまた集積率、つまりは担い手さんへ土地を預けて田んぼを作ってもらおうという、そういう率がいろいろございまして、最大で65%以上、これを達成いたしますと、事業費

に5%を掛けた金額が県から下りてくるという事業でございます。今回集積率が65.9%で、満額以上ということでございますので、交付率5%分の金額といたしまして1,467万5,000円を交付されるというものの事業でございます。その分の補正予算ということでございます。

先ほどの中で地籍調査という話がございましたけれども、その辺につきまして、私はその話を承知しておりませんので、ちょっとお答えできないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 今、課長のほうから地籍調査の件がありましたけれども、自分の言いたかったのは、ちょうど地籍調査がその3年か4年前に、幸地地区に地籍調査があつて、次は立河内地区に全体の地籍調査が入ることがありました、四、五年前に。そのときにちょうどこの立河内地区が地籍調査に入る時期だったんですが、圃場整備と重なったために立河内地区の予算が下のほうに出たと、よその地区に。この圃場整備が、この事業で済みますよね。そうすると、今までの地籍調査のことが立河内地区に戻ってくるかどうかということを知りたかったんです。丸めたから分からなくなりましたが、その辺のことを分かればと思って……

○議長（安永 友行君） 中田議員。税務住民課のほうの関係なので、税務住民課長に答えてもらいます。山根課長。

○税務住民課長（山根 徳政君） 失礼いたします。地籍調査ということでございますので、税務住民課の担当ということになります。議員のおっしゃるように、圃場整備が入る関係で、地籍調査に入るタイミングがずれたということでございます。今、次の調査地区に入るように準備を進めているところでございます。

以上です。（「どこに」と呼ぶ者あり）立河内地区です。

○議長（安永 友行君） 質疑中ですが、時間が結構たちましたので、ここで10分間休憩します。

午前10時08分休憩

.....

午前10時20分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を続行します。

質疑中でしたので、質疑を続行します。質疑はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それでは、予算書の7ページのほうに歳入で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として3,542万円上がっております。この交付金は、地方公共団体が実施する地域の実情に応じた事業に対する交付金ということでもいいのか。また、今この金額が上がっておりますが、最大あと幾らこのたびの分でもらうことができるのか。そして、

先ほど7番議員からの質問もあったわけですが、この地方創生臨時交付金の第2回の締め切りが10月2日だというふうにお聞きはしておりますが、その関係で今回このような形で出してきたものか、その点お聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也君） それでは、7ページ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について説明をさせていただきます。

まず、今回上げさせていただいた3,542万円の内訳ですけれども、10ページ、指定管理施設等の光熱費高騰対策の財源として2,032万8,000円。

11ページ、公共交通事業者に対する燃料費高騰緊急対策として9万2,000円。

もう1つが、今年の当初予算に農産物物流強化事業というのがあります。こちらに1,500万円。

15ページに、予算の歳入の振替というようなところで掲載をさせていただいております。今の臨時交付金、大きく分けまして、低所得世帯支援枠というものと推奨事業メニューというものがございまして。今回充てさせていただいているのは推奨事業メニューで、推奨事業メニューの残額なんですけれども、今回の補正予算分を含みまして残り19万3,000円程度になっております。議員先ほど御指摘のとおり、今度の10月の申請に向けてもう一回整理をして、申請をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） ありがとうございます。

今御説明いただいた分については、第2回定例会のときの資料として出されておりました電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の関係の推奨事業メニューの事業者支援ということだというふうにお聞きをいたしました。この中に、先ほども言いましたが、地域の実情にに応じてということが大元に入っているわけですけれども、このたびの予算というのは、これは10ページの歳出のほうに移っていきますけれども、指定管理の施設に対しての2,032万8,000円となっておりますが、なぜ指定管理施設としたのか。といいますのは、例えば農業生産者の場合、同じように電気代、それから燃料代、これに飼料であったり肥料であったりの高騰、そういうものが入ってきておりますし、今年のカントリーエレベーターの使用量は3割アップです。

また、今お商売屋さん、ゼロゼロ融資等受けられた方、返済時期がきておりますが返せない。今返してこのお金をなくしてしまったら、次にもうどうなるか分からないと、そういう不安の中で事業をされておられる方たくさんおられます。福祉の現場でもそうです。そういうところを見

て、最終的に指定管理の施設とした理由、それについて御説明願います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） いろいろ精査をさせていただいて、最終的に今回のような形で予算の上程をさせていただいたところでございます。今9番議員がおっしゃられる趣旨、これは十分我々も承知しているところでございます。昨年も同じような形で、この物価高騰のかかるものの支援をするということで、指定管理のところ、公共施設のところを中心に支援をさせていただく予算を御活用いただきました。

そして、今回は、これまでも一般質問とか予算審議の中でいろいろありました指定管理に類するような施設、いわゆる民間のところは今運営をさせていただいております六日市のやくろであったり、それからいろいろ今話題で出ております廿日市のアンテナショップであったり、そうした施設についても同様に、やはりこの光熱水費、物価高騰のあおりを受けているということでございますので、そうしたところも含めて、今回補助金の要項を少し変更をかけながら考えさせていただいたところでございます。当然、民間の企業の皆様、さらに農業あるいは林業等で頑張っておられる方、当然各御家庭もそうでございますが、一様に厳しい状況というのは我々も重々承知をしているところでございます。

まずは、昨年と同じ形で支援をさせていただいて、お話のあった部分につきましては、これは吉賀町だけではございません。県内の町村、同じような悩みを抱えておりますので、この点につきましては、行政報告の中では申し上げましたが、県の町村会のほうで統一をして、要望活動をこの間はさせていただいたところでございます。

少し御紹介をさせていただきますと、今年の8月の17日に町村会の私を含めた正副会長3人で島根県知事のほうへ要望活動へ出かけました。数多くの要望項目がございましたが、その中の1つが物価高騰対策の継続ということで、これをぜひ国のほうへ働きかけていただきたいという趣旨でございます。

少し文面を紹介いたしますと、「不安定な国際情勢や為替相場の変動に伴う燃料価格や電気料金を含む物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減を図るため、引き続き地域特有の事情に即し、効果的な経済対策を講じる観点から、地方創生臨時交付金を継続的に交付するよう国に働きかけること」という文面でございます。この内容で、知事のほうへ要望させていただきました。

ちょうど今年の5月には、島根県知事も同じような趣旨のものを国への要望活動として行っておられます。このときの知事からのコメントでございますが、こういうものでございました。お盆過ぎまで政府の動きがなくはらはらしていたが、ようやく岸田総理から関係閣僚に対し、ガソリンの問題や電気・ガスの高騰対策について指示が下りたということでほっとしている。しかし、

具体的にどのような規模で実施されるのかや、臨時交付金が前回と同様に措置してもらうのかなど、いろいろな課題があるので、引き続き議会を通じて働きかけていきたいと。よって、町村会の皆様と危機感を共有して、国会議員等にも訴えていかなければならない問題なので、よろしくお願ひしたいということでございました。

この内容を受けて、さらに9月6日には総務省、それから地元選出の国会議員のほうへ要望活動に出かけさせていただきました。我々も本当に危惧をしておる部分でございますので、知事も同じような考えでございましたが、どうにか総理のほうから関係閣僚のほうへ指示が下りたということでございます。まだ残念ながら具体のものが出ておりません。国においては、御案内のとおり、第2次の内閣が発足してこれから間もなく国会の召集もあるんだろうと思いますが、その中でこの具体が示されるということでございます。我々といたしましては、要望した内容は、島根県も含めてこうした形で民間にも及ぶようなそうした形での制度設計をぜひお願ひしたいということで大いに期待をしておりますので、これがどうした内容、それからどういうふうな金額で配分されるか分かりませんが、今回は昨年と同じような形で、プラスアルファでございますが対応させていただきましたので、次なるところでまたこうした財源を頂けるのであれば、今度はやはり優先順位を考えていかなければならないというふうに思っているところでございます。9番議員の発言の主旨、我々も十分承知をしているところでございますので、これから今要望活動でこれから出てくるであろうその全体のスキームを見ながら、これから考えていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 関連になりますけど、高騰対策の補助金に対して質問します。

ほかの施設がどうとは言いませんけど、この中で、はとの湯荘の金額は異常に少ない。これは、ここに書いてあるように、支払い実績を基にして算定すると書いてありますけど、実際は支払いたくても支払えない業者もいるわけです。なぜ請求書なり実績で、使用の実績ですよ、いずれ払わないといけない金額です。払うけど、今は払えない。だから、それは業者さんの請求書でも何でもいいわけじゃないですか。

この柿の里は、平成6年から食堂部分を受け持って営業しているわけです。その間、エポックが風呂の施設は経営したり、指定管理施設、老人福祉センター全体の指定管理にはなってなかったわけですが、今はこの柿の里という株式会社が一手に食堂と風呂のほうの管理をしているわけです。切り分けて、食堂は指定管理施設になっていないわけですよ。ここが経営が苦しい大きな部分なんです。

それで、昨日ちょっと相談を受けまして、資料をもらったんですけど、燃料スタンドから400万円以上の未払金があります。これを放置すると、そのスタンドも連鎖倒産するというこ

とで、保証協会を通じて借入れをして支払いを済ませています。同じ職種といいますか、事業体の片方は、食堂も温泉施設も同じ施設として指定管理料を出して経営をしている。片方は、ここは自分で責任を持ってやって、こっちだけ見ますというのは行政の姿勢としてあるべき姿なんですか。前からそうだったと言って、それが回答らしいんですけど、それは受けるほうにとったら、ここに書いてありますが、役場は、次の公募のときに他の業者が指定管理を取った場合は食堂部分もできなくなるので、このままがいいはずだと言われた。これは受け取るほうによったら脅しです。町民がせっかく努力しながら、年に2,000人、大体入浴する方が増加しています。そうやって一生懸命やっているのに、町は町で、今までがそうだったからというような姿勢でいいわけですか。このままでいいと言うんだったらそれで結構ですが、私はやはり支払いたくても支払えない業者もいるということを行政はしっかりと把握して、この支払い実績ということは改めるべきだと思いますけど、これは町長にお伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今回、資料請求がございましたので、お手元にあろうかと思いますが、指定管理施設等光熱費高騰対策補助金ということでペーパーを配付をさせていただいております。

この内容につきましては、先ほど総務課長のほうからも説明がございましたが、予算査定をする段階において、最新のといいますか、一番リスクの高い環境の中での今年度の実績見込額を立てまして、それに対してのいわゆる現行との差異を持って増額分ということで今回この補助金を、予算を確保させていただきたいということで、おおむね約2,000万円の金額をお願いしているわけでございます。

先ほどもお話がありましたが、これ可決をしていただきますと、まず我々事務方としてするのは、今年度の補助金の交付要項を作るということで、支払いができる状態をまず作るということになろうかと思います。

ここからは、各担当課とそれから指定管理者との間で、私はしっかり協議をしていただきたいと思います。なぜかと言いますと、これは指定管理等を今お願いしておりますそれぞれの企業様において、非常にこの光熱水費、物価が高騰する中で運用していただいている、そのための緊急対策として予算をお願いしているわけでございますから、やはり一日も早く企業様のほうへ希望されるような形で補助金を交付するのがいいというふうに思っております。

ですから、支払い方は2つあるのかなと思っています。予算議決をしていただきましたら、それぞれの担当課が指定管理者あるいは運用していただいております企業様のほうと協議をしていただいて、私の会社は年度末の実績を持って1回の精算でいいですよと、そのときに補助金を交付していただければいいですよと、これが1つパターンでしょうか。もう1つのパターンとしましては、あらかじめこちらで予算で、概算のものを弾いておりますので、一旦その金額で概算払い

をさせていただいて、早い段階で。年度末の実績を見て、その金額を精査をする。ですから、今からのガソリンの関係も国のほうが対策を講じますので、幾らかそうした金額も、我々が今現状で弾いている金額よりも安く上がるかも知りません。そうすると、一旦概算でお支払いをした補助金を年度末の精算のときにはお返しいただくこともあろうかと思いますが、いずれにしても、この非常に厳しい時期を乗り切っていただくためには、企業様、指定管理者あるいは運営をしていただいております企業様のほうのやはり意向にかなうような形で柔軟に対応させていただこうかなというふうに思っております。

議決をしていただければ、まずは補助金の交付要項を制定をする。その後は、各担当部署と指定管理あるいは運営をしていただいております企業様のほうと個別に協議をさせていただいて、企業様の意にかなうような形で柔軟な対応をさせていただこうというふうに私は今考えているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 協議して対応するということですから、それはそれで当然のことだと思いますけど、ああして第3セクターのエポックも個人に返せるかどうかというような大変大きな負債を背負わしたわけでありまして、ましてや、この指定管理施設というのは、町が当然責任を持ってその事業者にも、保護といったら語弊がありますが、事業者が自分の私財を投げ打って管理するような仕組みに甘えては決してならないと思うわけです。先ほどありましたけど、既に個人で400万という借入れをしたわけです。そうして、月に大体灯油代が50万かかっています。燃料代を差し引いたら、指定管理料なんかというのは僅かなものです。それで施設を守ってもらっているわけですので、どこがどうとは言いませんけど、やはりこういう、行政がやることは公平でないと、住民がたまったもんじゃないですよ。町長、今町長が言われたことをきちっと約束できますか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 予算議決後の手続きの問題だろうと思いますので、それは先ほどお話をさせていただいた内容で、各担当課のほうに指定管理者と協議をしていただいて、今この金額で弾いている内容でのお支払い方法については個別に協議をさせていただくということになるかと思っております。

昨年度までは指定管理施設だけだったわけですけど、今回からそれに類するということも含めて、指定管理以外の企業様のほうにお願いしております。アンテナショップの廿日市の施設であったり、それから吉賀町の農業公社がしていただいております「やくろ」、道の駅の管理であったり、こうしたことにつきましても、同じように物価高騰で光熱水費がかさんでいるわけござ

いますので、そうした内容で今回、昨年度に少しプラスアルファの形で予算のお願いをさせていただいたということでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 町長、支払い方法じゃないんですよ。どれだけその今の金額に上乗せされるか減額されるか分かりませんが、そのことを協議するということですよ。年末に一括でとか、そういうことを言っているわけじゃないんですけど。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也君） それでは、まず指定管理者制度自体なんですけれども、令和元年からやっただいていてと思いますが、その前年のところで指定管理、公募をしております。その条件をお互い確認した上で5年間延長しましたけれども、一般的には5年間お願いをしているというところなんです。そういったこともありまして、基本的に諸事情あった場合には変更もあり得ますけれども、その当初の金額で最終的に運営をしていただくと、その範囲の中で収入を得て、それをプラスで運営をしていただくということになっているかと思えます。

あともう1点、先ほどの光熱費高騰対策補助金について、概算払いをして最後精算をするというときに、請求書だけでもいいじゃないかということでもよろしいですか。いいですか。基本的にいろんな地域に補助金を出したりもしていますけれども、やはり領収をもって確定をするという流れでやっておりますので、今回この補助金に関して、ちょっと領収というところで支払いが確定したという書類は必要かというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） ここに支払い実績ということが出ていますので、当然もう光熱費は高騰しとるわけですね。ですから先ほど言いましたように、支払いしたくても支払いできない業者もおるわけです。その中で、物価は高騰しとるわけでしょう。だから、実際の使用単価と使用料で出るわけでしょう金額は。それでやるのが、当然親切なやり方じゃないんですか。支払われる業者、これを見たら、支払いができる能力のある業者は得をして、今みたいに指定管理もこっちとこっちを分けて、こっちは自分らでやりなさい、こっちだけ見ましょうというやり方をしとってですよ。そんで、同じような土俵にあげる、そういう行政のやり方でいいのかというのを聞いているわけです。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） ちょっと回答になるかどうか分かりませんが、今回指定管理、今年で終わりなんですけれども、その際の公募は分けて公募していますので、これを元に戻って一緒にするというには当然ならないと思います。今まで温泉部分と食堂部分で、今回の指定管理

をお願いしているのはあくまで温泉部分ですので、それを食堂まで含めるというのは、過去に遡ってやるのは無理があると思います。ですので、これから考えるとすれば、来年以降は更新になりますので、そこで今度食堂を含める含めないという議論は当然あるかと思いますが。

ただ、先ほどから言っていますけども、指定管理というのは財政的な余力、余力と言っちゃいけませんけども、それもやはり指定管理をお願いする、選定委員会はまずそこもポイントの中の1つにありますので、例えば今みたいに、そういう能力がないとか、受けて途中で破綻するとかいうことになっていけませんので、そういったところはやはり委員会の中でも議論が出てくると思います。ですので、ちゃんと支払いのできるところに管理もお願いするということは、その選定委員会の手続きの中でそういう議論は出てくると思います。ただ、今現状のところを食堂も温泉も一緒にするというのは、これはちょっと無理があるというふうに思います。これはあくまでも、もう今回指定管理をお願いしているのは温泉部分だけですので、そこに限ったことになろうかと思いますが。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 私はあんまり頭のいい男じゃないですけど、そういう質問をとるわけじゃないんですよ。

5年前に指定管理を受けたわけでしょう。そのときは、前例だからということで食堂と温泉施設を別々に出して、結局老人福祉施設という建物でありながら、温泉施設だけを指定管理にしたわけでしょう。それは行政の逃げですよ。それを仕方がないから飲んで管理者になったわけですから、それはそれで今さら、来年の3月にまた更新があるんでしょ、それまでの間に戻せというような野暮なことを言っているわけじゃないんです。

それと、財力のことを言われましたけど、その原因はさっき言ったように、食堂は自分たちの、備品まで自分たちで買ってやっているわけじゃないですか。ほかの施設はどうなんですか。その公平性を言っているわけです。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えいたします。

5年前の公募のときはどうかというところですけども、それまでずっと別々に運営をやってきた中で、当然どこが応募されるか分かりません。ですので、それまでもずっと温泉は温泉、食堂はもう指定管理という手法は取っていませんでしたので、温泉のほうはずっと今の入っておられる方がずっとやっておられました。ですので、あくまでも温泉のほうの指定管理の手続きをそれまで同様に取らせていただいたということですので、そこはやはり御理解を頂きたいと思います。

それから、食堂の備品の件は、これはやはり物にもよるとは思いますけども、皿の1枚を、それなら買わなきゃいけないかということにはならないと思いますけども、やはり大きな備品であると

か、電化製品であるとか、エアコンであるとか、そういうものであれば、それはやはり町のほうで見るべきものと思っております。

○議長（安永 友行君） 6回目ですので、簡潔な質疑にしてください。11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） だから、この70万4,000円、これが次の申請の協議の中で、今もう既に支払い実績でなければいけないというんでしたら、400万はガソリンスタンドにお支払いしとるわけですよ。それ実績になるわけでしょう。だから、上乘せになるんですかどうなんですか。そこのところだけ。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也君） 今、制度としては、今年度の支払い実績を基本に算定をしたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 休憩という声も出ておりますので、ちょっと早いんですが10分間休憩します。

午前10時57分休憩

.....

午前11時08分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

質疑は続行中です。質疑はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 先ほど町長のほうから、どのように対応するかという中で、企業との話し合い、年度末の支払いか概算払いかというふうに答弁があったと思います。

そうしますと、概算払いということで行くと、課長のほうの答弁では、領収書であったり請求書ということですがけれども、若干、町長の答弁とずれがあるように思います。

やはり町長の答弁のように、ずっと毎月発生する電気代であったり燃料代ですから、十分その前の年度との比較も含めて見込みというものもできるわけですから、見込みも含めて概算払いということになれば、見込みで計算したもので可能であるというふうに受け止めてよいか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 今回の補助金の交付方法でございます。

支払いの方法として2つの方法があり、それが実績が確定してから手続きを行い、お支払いをする。それから概算払いということで、見込みを立ててお支払いしておいて、結果的に来年の3月を過ぎたぐらいかなと思いますけれども、そこで最終的に精算という。この両方の方法が可能というふうに進めたいと思っております。

この方法について、実際に施設を管理していただいている事業者さんと、どちらを選ばれるか、

町のほうからどちらか一方を決めつけてというような話はいたしませんで、状況をお聞きしながら事業者さんの意向に沿う形で、この補助金の交付手続きについては取っていきたいというふうに思っておるところであります。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） この補助金、今予算に出ているのは、資料に出ております指定管理の施設だというふうに思いますが、町が、例えばごみの収集の委託料であったり、燃料費、光熱費等に大きく影響される事業者への委託、そういうものについて、先ほど町長も県やら国への要望のこともありましたけれども、今後の中で、そこにも入り込んで検討をしていくということなのか、お聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほど私のほうから島根県への要望活動と、それから国への要望活動、島根県町村会としての状況報告をさせていただきました。状況につきましては、先ほど説明したとおりでありますし、知事のコメントも御紹介させていただきました。

我々といたしましては、今手持ちのものが、財源がこれで、先ほど担当が申しあげましたように、まず財源がないところでございますので、次なるそうした類いの交付金を、まずは待たないといけません。

そうした中で、やはり現状では今お示しをしております、施設が主たるものになりますけど、次、またそうしたものの交付金、財源が生まれれば、また具体のお話を検討させていただきたいなというふうに思っております。

ですから、業務の委託をしておって、運送に係るものがまたやっぱりあるんだと、たくさんありますということになれば、少し今度は優先順位も考えながら、考えていきたいというふうに思っております。

まずは、まだ国のほうからスキーム自体も、金額自体も示されていない状況でございますので、今この段階で、私がこれに対して財源の措置をさせていただきますということが、残念ながら言い切れる場面ができておりませんので、またそうしたことが確定をいたしましたら、我々のほうで調整をさせていただいて、精査をさせていただいて、また議会のほうへ説明なりお諮りをさせていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 今回の燃料高騰の対策に関してなんですが、支給率というのは、これは差額に対して満額支給されるという形で試算されておるのかをお聞きしたいと思います。

というのが、第2回の定例会のときに、これは名目も違いますが、物価高騰対策の経営継続補

助金に関しては、総予算1,300万円、上限が30万円という形で、3分の2の支給という形で補助を受けられるというものがございました。

これ民間の農林業者、それから商工業者に対しての補助になりますが、指定管理に対しては、これ満額という形で出されるのか、ちょっと気になりましたのでお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） お配りしております資料の前段で、何行かにわたって説明をさせていただいてはいますが、このとおりの考え方でお支払いをする、この補助制度を進めるということを考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 読んで満額なんだろうなというところで考えておりましたが、先ほど町長の答弁にもございましたが、今後、国等の予算措置の中で、こういう対策が、費用といえますか、予算が出た場合には、商工業者に対しても、何度も質問しておりますが、商工会等々のヒアリングの中で、5分の4というのを求める相談もしておるはずですが、

ですが、町のほうでは3分の2だというところで決まっておりますが、この辺も併せて、今後考えていただきたいというところで5分の4、もちろん満額ということができるのであれば、商工業者、農林業者にとっても大変有意義なものになると思いますので、その辺もお願いしたいと思ひまして、この質問をさせていただきましたので、よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今の関連ですけれども、6月の定例会に出されました物価高騰等対策経営継続補助金であります、予算額が1,300万円ということで、現状で、これ申込みがたしか10月31日までとなっておりますが、現況で執行見込み1,300万円全部いく見込みか、現状からの推測で余ってくるか、その点をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 堀田産業課長。

○産業課長（堀田 雅和君） お答えさせていただきます。

現状の予算額ベースでいきますと、大体6割から7割の方が申請をされております。締め切りが10月いっぱいということですので、再度掘り起こしをしたいということもありまして、今月の広報紙にも、再度そういった御案内も入れさせていただいております。

最終的にどうなるかというのは、ちょっとまた今後の推移を見たいと思ひますけど、今現状でいきますと、そういった状況でありますということでお伝えしておきます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） ありがとうございます。先般、商工会のほうで、8月22日現在、27件875万6,000円ということで動いているというふうにお聞きをしておりますが、このお金で余ったお金を、今回出ております交付金の関係、大元は同じだというふうにちょっと考えるわけですが、余ったお金をこちらへ持ってくるという、こちらというのは、このたびの交付金のほうに持ってくるということはできるお金かどうか、その点についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也君） それでは、質問にお答えします。

事業経営継続補助金は、先ほどの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の推奨メニューと同じメニューで扱っておりますので、回すことができると考えております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 過熱しておりますので、ほかの質問で。

15ページの企業誘致・産業立地事業費ということで、この003ですが、不動産賃借料ということで説明がありましたが、これまでの説明では、6月5日の全協で資料が提出されましたが、医療サービスが持っている物件14件ありますが、この医療サービスが所有している物件が対象ということでありましたが、石州会が所有している物件もあると思うんですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也君） 予算書15ページのところにあります、003企業誘致・産業立地事業費、ここと併せて、前ページ14ページの一番上段、医療対策課になりますけれども、005地域医療対策費の中に光熱水費、修繕料、手数料といったようなところが入っております。

この予算2つが、今回、六日市医療サービスから譲渡を受ける予定の住宅に係る費用となっております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） ということは、6月5日に資料をいただきました14件の物件、医療サービスが所有している物件が対象ということですね。それ以外は対象でないと。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也君） 6月5日、全協で配付をさせていただきました資料を見ていただいたらと思うんですが、番号1番から9番が医療対策課、10番から14番が企画課ということになります。石州会分は含まれておりません、今回。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） この2つの不動産賃貸借料ですか、これ何に使うのか、使用目的

のほうをお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 渡邊医療対策課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） お答えします。

まず、地域医療対策費の不動産賃借料についてです。

こちらについては、有飯地区に医師住宅が建っておりますが、その土地の賃借料になります。民地ですので、民地に対する賃借料になります。

以上です。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也君） それでは、企画課分の不動産賃借料ですけれども、こちら病院寮A棟というところの施設の賃借料になります。こちらは、企業に使用していただくということで考えております。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 14ページの、これ医師住宅という説明があったと思うんですが、これお医者様が入られるということですか。

○議長（安永 友行君） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） 有飯地区にあります医師住宅に関しましては、お医者さんが入居するという要点になっております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） やはり同じ14ページの地域医療対策費ですが、これに実は、新設される病院についての条例が先ほど可決されました。

その関連で、今回ちょっと質問させていただきますが、確認のためですが、これ今の病院新設に係る条例は、現在、公布の日は決まっていなくて、規則で定めるということになっておりますが、規則がいつ頃、今作成中なのか、できているのか、もしできていなかったら、いつ頃に大体策定できるのかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） 質問にお答えします。

先ほど出しました設置条例、可決いただきましたが、そちらについては規則委任で公布日が決まるということになっておりますが、まだ現在、今のところ3月31日までは今の石州会が続けて、その後4月1日からよしか病院ということになっておりますので、最長で3月31日に規則のほうが出せるというふうな状況になっております。

ただ、不測の事態によりまして、前倒しになれば、よしか病院に移行できる日の前の日に、規

則としては公布できるというふうに思っております。

規則自体の中身については、既に出来上がっているものと思っております。あとは日にちだけということになります。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） ちょっと関連でお聞きしますが、新光プロパンが看護師寮を新しく新設しておりますが、現在のところは看護師さんがたくさん入っておられますが、新病院ができて看護師さんが減った場合、それ新光プロパンとの契約、あくまでも所有は新光プロパンと思うんですが、もう一件、駅前にシェアハウス、サンエムが所有して貸しておりますが、これは病院の看護師の人数によって影響があると思うんですが、これについて関連で申し訳ないんですが、どのようなことになるのかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治君） 質問にお答えします。

現在、石州会さんが一括で借り上げている住宅ということで、新光プロパンさん、それからサンエムさんが管理されているものについての住宅についてです。

今後、医療法人カタクリ会のほうに採用される看護師さんが、まだ決まっていない状況で、その方が当然入られておれば、そのまま引き継ぐような形になるのかなというふうに思っています。

多分そのあたりについては、今後、石州会さんともいろいろすり合わせをしながら、見ていきたいというふうに思っています。現在のところは、そういう状況です。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） ちょっとまた物価高騰の件で伺います。

伺いますと言いますか、2番議員から質問があったわけですが、明確な回答がなかった気がするんですけど、この補助金に関しては100%出ると。商工会では3分の2と。国と県の違いかいろいろあると思いますが、その理由として明確な回答がなかった気がしますけど、いかがでしょうか。民間施設と指定管理の関係はあると思いますけど。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） お答えさせていただきます。

この資料のほうでいきます。これあくまでも、今年度の水道光熱費の実績と、それから、今から2年前、令和3年度の実績と比較して、高騰した部分を全額お支払いするという内容です。ですので、これ100%といえば、100%なんですけど。

一方、前回と違うのは、そういった影響は、全部の事業主の方が物価高騰の影響を受けていま

す。さらに、それに対して設備投資をされるということで、その個人の方、あるいは企業さんの資産を取得されるとか、そういったものに対する補助金ですので、これについてやはり全額ということになかなかならないということで、3分の2という補助率を設定させていただいたということでございます。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 民間企業でいろいろ設置とかいう話ですけど、要はもともと5分の4、2番議員からありました、商工会からの要望があったらしいですけど、それで、5分の4から補助率を上げられなかったと。3分の2に下がったと。その理由的なものは何かありますか。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） これは商工会との協議もあるんですけども、全体的な予算の配分というか、それぞれの配分もありますし、そういったところで、これ今回じゃなくて、前回のところからだったと思うんですけども、そういったとこで、5分の4を3分の2にさせていただいて、協議をさせていただいたということでございます。

ほかの事業も、こういった交付金自体の総枠と、町が予定している事業との関係もあって、そこは幾らか調整をさせていただいているということです。

ですので、また新しい交付金があれば、そこはまたちょっと検討させていただきたいというふうに思っています。

○議長（安永 友行君） 3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） 全般的に言うと、結局、指定管理と民間業者の関係のことを今言ったわけですが、そこで、やはり町民から一般業者から不公平感が出るか出ないかみたいなことが考えられるんですが、指定管理は100%、民間業者、いろいろ事情を聞きましたけど、3分の2と。

そこら辺で、やはり平等性がないんじゃないかという疑問が出てきますけど、そこら辺はどういうふうにお考えですか。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） 指定管理も、実際に民間の方にお支払いするわけなんですけども、あくまでも町有施設のところの管理において発生したということで、その辺をちょっと整理をさせていただきたいと。

そのほかについても家庭も含めて全体ですので、それを全部に行き渡らせるのは、なかなか難しいところもありますので、そういった中での前回6月の全員協議会の中で説明した制度設計をさせていただいたということで、その辺は御理解を頂きたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 関連です。そういう説明受けましたが、そもそも予算立ての金額が、今回の燃料高騰に関しては2,000万円総額、町民全体のいわゆる農林業者、商工業者に対しては1,300万円という予算の金額自体も、そういう話であればちょっと疑問に思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 赤松副町長。

○副町長（赤松 寿志君） それも、そう言われてみればどうしようもないこともあるんですけど。やはり昨年も、そういった形で指定管理施設の燃料高騰分については、経費も同じようにやらせていただきました。幾らか今回、施設のほうは追加になっていますけども、そういった意味合いで、今回の分も制度設計をさせていただきました。

それ以外の部分で、今の6月の全員協議会でお示しをさせていただいた、広く町民の方にも使っていただきたいということで制度設計もさせていただきましたけども、そこはそういったことで明確な回答にはなりませんけれども、ちょっと御理解いただきたいというふうに思います。

それで、多くの方に行き渡るような制度をしっかりとつくっていききたいという思いは当然ありますけども、その辺については財源のこともありますし、あるいは関係する商工会をはじめ、そういったところとの協議もありますので、そういったところで御理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それでは、議案第60号吉賀町一般会計補正予算（第4号）に対する反対の討論を行います。

先ほど来から質疑で明らかになってきましたが、地方創生臨時交付金を財源とした支出の多くが、指定管理施設の電気代・燃料代の高騰分であると。一方で、今の町内の事業者さんの実情象徴しているということでお話がありました。

ただ、予算を見た場合に、今苦しいうちのほうをどうしてくれるんかと、そういう悲鳴が本当に出てくる予算だと。そここのところに、例えば予算、このたび財源更正で1,500万円ありますが、そういうものも財源更正することなく、業者への支援に使う、そういうものとして、行政がしっかりと事業者さんを民間の人たちを応援するという姿勢に見えない、それが第1の理由です。

そして、今ある可能な財源で、とりあえず町長が言われるように、国からのものが出てくる見込みがあるのであれば、その分を国から入ってくるお金で改めて財源更正をすればいいだけの話だと私は考えます。

よって、今回の補正予算（第4号）に対して、このままでは認められないということで反対の討論といたします。

○議長（安永 友行君） それでは、続いて賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 反対討論はありませんか。5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） 私は、5年度の一般会計補正予算4号につきまして、1億3,033万1,000円の予算に対しまして反対討論いたしますが、先ほど来、質疑でいろんな方から意見が出ておりましたけども、たまたまといいますか、コロナの関係で、総務費の国庫補助金として地方創生臨時交付金が3,542万円入ってきた。

そのうちを指定管理のほうへ2,000万円回すということになっておりますけども、地域が、コロナが4年目にかかって、大変経済が疲弊しております。我々もしがない商売人ですけども、本当しのぎを削って一生懸命やっている状態でございますが、さりとて、国もコロナに対しまして、国家予算でもかなり借金して地方に回している、国が捻出している状況の中で、私は地域も商店街も、商工会273件あるわけですけども、そのうち宿泊であったり飲食業だけでも、法人と個人入れて16件あります、町内でも。

そういうことでも、かなり負債が上がったとか、大変な材料費が上がったというふうな状況にある中で、指定管理だけに今回特化してということですが、今度10月にもう一度申請していただくようにするということではありますけども、それも不透明な話でありますので、なかなか厳しい情勢だというふうに思います。

その中で、やはり「ゆ・ら・ら」と「はとの湯」と特化して言いますと、同じ指定管理とはいえ、営利を目的に企業努力によって若干売上げを伸ばしたり、経費を削減したりという努力もできる指定管理であろうというふうに思います。

来年の春には3月31日だと思うんですけども、5年目の指定管理の期限が来ているようでございますが、今後、指定管理制度のあり方というものをやはり再検討して、そうした中で3月まで、今から言えば余裕がありますから、何か大きいものを検討するときにはあり方検討委員会等を設置して、しっかり検討していかないと、ゆ・ら・らも創業して20年以上たっていると思うんですけども、水回りの事業をしているところでございますので、今から改修費等々が本当にどんどん出てくる状況にあると思うんですよ。

そうした中で、全国どこでもコロナで入り込み客が少ないとか、観光協会にしても少ないとい

う状況はありますけども、やはり今インスタとか何とかで、インターネットを使って企業努力して売り上げを伸ばした業者もあるわけですから、そういう努力もしていただくと同時に、町のほうも町が施設を造ったとはいえ、そういうところの方向をきちっと明確にしていかないと、今後の来春から指定管理で、また公設民営の病院も始まるわけですから、そういうところでも決して順調にいった利益が上がるという保障はないわけですので、そういうことを総合的に判断して、やはり執行部はその辺を本当、起業家、営業家、商売人ということを肝に銘じて、採算ベースが合うような方向で予算組みを立てたり、指導したりということ、改善策を導いてほしいと思います。

そういうことを意見を申し上げまして、この補正予算（第4号）に対しましては反対でございます。

○議長（安永 友行君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、元に戻ります。反対討論はありませんか。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 私も、このたびの令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）について、反対の討論をいたします。

指定管理の施設光熱費等高騰対策補助金、これは町内に166の施設があり、直営で76、指定管理で90の施設がありますが、その中からこの施設を選ばれたと。

先ほど来出ています物価高騰等対策経営継続補助金は、商工業者、町内一般ですが、補助率が3分の2でいろいろな条件がついております。片や、この指定管理施設は差額を出すという、それも3月末でないと確定しないということに、今ここで決められて予算化されるということについて、どうしても不自然な思いをしますので、反対の思いを表明します。

○議長（安永 友行君） それでは、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 繰り返します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論は終わります。

日程第15、議案第60号令和5年度吉賀町一般会計補正予算（第4号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は1のボタン、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕



○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。討論は終わります。

日程第16、発議第4号最低賃金引上げ分への支援で営業を守ることを求める意見書（案）を採決します。

この発議に対する委員長の報告は原案可決です。この発議は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は1のボタン、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認めます。これで採決は締め切ります。賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

賛成（10名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	河村由美子君
松蔭 茂君	河村 隆行君
大庭 澄人君	藤升 正夫君
中田 元君	庭田 英明君

反対（1名）

桑原 三平君

---

**日程第17. 要望第2号**

○議長（安永 友行君） 次に、日程第17、要望第2号森林環境譲与税の譲与基準の見直しについてを議題とします。

本案について経済委員会の報告を求めます。7番、河村隆行経済常任委員長。

○経済常任委員長（河村 隆行君） 委員会審査報告書。

吉賀町議会議長安永友行様。令和5年9月15日、経済常任委員会委員長河村隆行。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

事件の番号、要望第2号、件名、森林環境譲与税の譲与基準の見直しについて。

審査年月日、6月13日、9月12日。

審査結果、採択、全員賛成。

以上です。

○議長（安永 友行君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですね。それでは質疑がないようですので、質疑は終わります。  
これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第18、要望第2号森林環境譲与税の譲与基準の見直しについてを採決します。

この要望に対する委員長の報告は採択です。この要望は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は1のボタンを、反対の方は2のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行君） 押し忘れなしと認め、採決は締め切ります。全員賛成です。したがって、この要望は採択ということに決定されました。

---

賛成（11名）

桜下 善博君	村上 定陽君
三浦 浩明君	桑原 三平君
河村由美子君	松蔭 茂君
河村 隆行君	大庭 澄人君
藤升 正夫君	中田 元君
庭田 英明君	

反対（0名）

---

#### 日程第18. 決算審査特別委員会委員の選任について

○議長（安永 友行君） それでは、日程第18、決算審査特別委員会委員の選任についてを議題とします。

初日に設置しました決算審査特別委員会委員については、別紙名簿のとおり、総務・経済各常任委員会から3名ずつ選出していただきました。

別紙のとおり委員を選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、決算審査特別委員会委員については、別紙名簿のとおり選任することに決定をしました。

なお、委員の互選によりまして、委員長には、4番、桑原議員、副委員長には、2番、村上議

員が選任をされましたので報告をいたします。

---

○議長（安永 友行君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれで散会いたします。御苦勞でございました。

午前11時54分散会

---